

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>古くから<u>近江</u>と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくない。</p> <p>(中 略)</p> <p>私たちは、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、<u>発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、もてなしにおける酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発等の取組を行うことにより、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例を制定する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、<u>発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的</u></p>	<p>古くから<u>近江国</u>と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくない。</p> <p>(中 略)</p> <p>私たちは、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、<u>発酵食品に代表される本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、もてなしにおける酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発等の取組を行うことにより、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例を制定する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、<u>発酵食品に代表される本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的</u></p>

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>に使用してもてなし、その普及の促進を図り、もって豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>発酵品をはじめとする</u>本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法（以下「乾杯等の方法」という。）により、県民、滞在者および旅行者（以下「県民等」という。）が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の<u>推進</u>その他必要な環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(県民等の役割)</p> <p>第3条 県民等は、<u>発酵品をはじめとする</u>本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>に使用してもてなし、その普及の促進を図り、もって豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>発酵食品に代表される</u>本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法（以下「乾杯等の方法」という。）により、県民、滞在者および旅行者（以下「県民等」という。）が近江の地酒に愛着を持ち、<u>県民が</u>近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の<u>促進</u>その他必要な環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(県民等の役割)</p> <p>第3条 県民等は、<u>発酵食品に代表される</u>本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>第4条 省略</p> <p>(近江の地酒もてなし普及促進協議会)</p> <p>第5条 第1項 省略</p> <p>2 <u>前項の協議会の構成員は、県、県民、事業者その他関係者とする。</u></p> <p>(近江の地酒の需要の拡大)</p> <p>第6条 協議会の構成員は、<u>発酵品をはじめとする</u>本県の食文化の歴史等に対する理解を深め、近江の地酒でもてなし、その需要を拡大するため、近江の地酒の需要に関する最新の状況を把握し、もてなしに係る酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発その他必要な取組を行うものとする。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第4条 省略</p> <p>(近江の地酒もてなし普及促進協議会)</p> <p>第5条 第1項 省略</p> <p>2 <u>協議会は、県、関係する県民および事業者その他関係者をもって構成する。</u></p> <p>(近江の地酒の需要の拡大)</p> <p>第6条 協議会の構成員は、<u>発酵食品に代表される</u>本県の食文化の歴史等に対する理解を深め、近江の地酒でもてなし、その需要を拡大するため、近江の地酒の需要に関する最新の状況を把握し、もてなしに係る酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発その他必要な取組を行うものとする。</p> <p>第7条以下 省略</p>